

教如の木仏下付について

青木 馨

でもその下付は慎重をきわめたことが知られ、異例とするところであったようである。⁽³⁾

寿像の下付は本願寺教団の場合、ほぼ蓮如にはじまるといってよい。

蓮如の場合、当初は宗祖との連座像であったが、後には単身像を下付しており、その例は少なからず確認できる。尾張国に限ってみれば、「僧侶明細帳」からのデータによつて幕末巖如期迄に次のような数値が見られる。蓮如―1、実如―0、証如―7（この数値は疑問の余地あり）、

頭如―0、教如―31、宣如―0、琢如―0、常如―0、一如―1、真如―2、従如―0、乗如―1、達如―98、巖如―19。

幕末達如寿像の背景は、八十の賀の紫衣勅許や、帯杖勅許などの慶事があつたことに関連すると思われる。又巖如の場合は明治期の数字が大半と思われる。こうして見ると、やはり教如の寿像下付は特記すべきものとして注目することが出来、殊に慶長六年以降、すなわち本願寺寺基別立の現実化と共にそれが開始されてゆくことは、支持門末に対する褒

私はここ数年、教如教団の形成を門末への下付物に注目することにより考察して来た。その最も顕著な例として、石山合戦直後の天正九・十年（一五八一・二）教如流浪中といわれる時期、東海地方における証如像を中心とした影像下付の動向について提示した⁽¹⁾。さらに「名古屋別院史」編纂の過程で、「僧侶明細帳」（大谷派宗務所蔵）により教如の下付物全般にわたつて比較的正確な数字を抽出することができた。これによつて、上記のものにさらにこの時期のものを数点付け加えることができた。⁽²⁾

また教如は、慶長六年（一六〇二）頃以降寿像を下付しはじめることも知られる。これは東海地方に限らず全国的に見られるものであるが、寿像下付についてはすでに柏原祐泉氏も指摘されるように、近世を通じ

賞的色彩が加味されていることが考えられる。そして寿像の道場での安置は、そのまま教如への忠誠と強固な支持を誓う門末の精神的側面を補完する作用をも有したといえよう。

さらに近時、慶長期の木仏免許状(御印書)十数点を見出すことができた。これ以前の明確な木仏下付の例を知らないが、分立のこの時期に一般化するものと考えられる。殊に木仏という寺院・道場における最重要物件の下付の動きは、教団形成に極めて有効に作用したであろうことが予測出来るが、御印書の発給は宗務機構や家臣団の問題にも重要な示唆をあたえている。以下小稿において、上来の問題を承けつつ、東本願寺分立直後の木仏下付を中心とした下付・免物の問題に視点を当て、若干の私見を加えてみたい。

二

まず木仏下付の状況について、『僧侶明細帳』によって尾張の場合の数字を見ておきたい。ただし「本尊」の項目ではあるが、絵像本尊の数字が僅かに含まれている可能性のあることを断っておきたい。綽如¹、蓮如¹、実如⁴、証如⁰、顕如²、教如⁶、宣如¹⁵⁷、琢如¹⁵、常如⁹⁶、一如²⁸、真如⁴、従如³、乗如¹、達如⁶、嚴如¹⁴となっているが、実如以前の数字は伝承性が強く信憑しがたい。そしてこれによれば、宣如期に爆発的に増大することがわかるが、顕如

期には「宇野新蔵覚書」によっても門末への木仏下付が行われたことが知られ、教如期の御印書の存在などから、この数字はほぼ事実を示していると思われる。

一方、表(西)の准如は木仏下付台帳たる「木仏之留」を記録しており、慶長二年(一五九七)より木仏下付をしていることが知られる。そのはじめの数字は以下の如くである。二年³、三年⁰、四年³、五年⁶、六年¹⁸、七年⁴⁸、八・九年^{1欠}、十年⁷⁶。これを見る限りでは、教如の別立が現実化してくる六・七年頃から急増していくと見ることが出来る。これと並行して教如方においても行われたことは十分予測出来るが、教如の場合、こうした下付記録は一切伝わらない。「申物帳」については慶長二十年(元和元・一六一五)より始められており、次の宣如代からということになる。しかし、これを補う史料として末寺にいわゆる下付の添状、又は許状としての性格をもつ御印書が遺される場合がある。殊に木仏の場合、宣如期の元和以降いわゆる裏書が別添される⁴ことが数多く見受けられる。教如期の場合それが極めて少いようであるものの、「木仏尊像」の掛幅仕立の裏書も存在している。准如下付のものについても、実際に木仏の背後に添付された小型の裏書が報告されている⁴。

木仏下付に関わる御印書について、管見によれば別表のものを確認している。今後さらにその数を増やせるだろうが、このうち代表的な内容のもの四通を史料紹介の意味もかねてここに翻刻しておきたい。

慶長期木仏御印書

教如の木仏下付について

	年月日	発給者	祥定印 有無	充 「書止文言」 所言	所在・出典等
a	8・6・24	松尾左近	※有	越中国道林寺下称名寺 「仍被排御印候者也」	富山善徳寺記録
b	13・8・2	松尾左近	有(折)	能州鹿嶋郡向日村本念寺 下福勝寺 「仍被顕御印候者也」	能登島町史 資料第一巻福勝寺 文書(写真)
c	14・7・28	松尾左近	有(折)	尾州犬山本竜寺 「為其被排御印也」	犬山市史史料編古代中世488頁
d	16・3・3	松尾左近	※有	加州大正寺慶徳寺 「仍被顕御印者也」	3・22付永然寺添状アリ 加賀市史 資料編第3巻122頁
e	12・3・15	粟津右近	有(折)	東漸寺 「仍御印候如件」	寺誌「大法山東漸寺」(京都市)
f	9・1	粟津右近	有	羽州最上郡小田嶋白津郷 東根之村光専寺 「為其被顕御印候也」	山形県史 古代中世史料2- 569頁
g	6・7	粟津右近	無(折)	浄興寺殿下越後国蒲原郡 川中嶋河原口専徳寺慶籠 「向後可有安置候者也」	「なむの大地」118頁(写真)
h	1・3・20	横田河内	※有	専光寺門徒浄福寺浄念 「為其被顕御印候也」	
i	10・9・12	横田河内	有	浄興寺下越後三役村祐円 「仍被顕御印者也」	新井市極生寺蔵「親鸞の越後」所 収
j	8・10・2	粟津勝兵衛	有(折)	三州岡崎専福寺 「為其被顕御印候者也」	岡崎市専福寺蔵
k	12・9・8	粟津勝兵衛	有(折)	濃州信願寺 「仍被顕御印候者也」	岐阜県神戸町信願寺文書(岐阜 県史 史料古代中世1-537頁)
l	10・22	粟津勝兵衛	有(折)	濃州願正坊 「仍被顕御印候也」	岐阜市願正坊蔵
m	18・6・3	下間少二法印	有	摂州広根村慶徳寺 「則被成御印者也」	摂津市慶徳寺蔵
n	10・12	下間少式法印	有(折)	遠州横須賀道了 「仍所顕御印如件」	静岡県大須賀町林正寺蔵

※は祥定印があると考えられるもの。(折)は折紙であることが明確なもの。

j
印文様定
(印)

連々依望

御本尊・前卓

被成 御免候由、

被 仰出候、有難

可被存候、為其被頭

御印候者也、

粟津勝兵衛

慶長八年
神無月二日 村昌 (花押)

三州岡崎

専福寺

(岡崎市専福寺蔵)

b
印文様定
(印)

木仏之御本

尊・同寺号

望二付申上

候之処、則

被成 御免候、

有難奉存

安置可有

之由 御意候、

仍被頭

御印候者也、

松尾左近

慶長三年
八月二日 □ (花押)

能州鹿嶋郡

鳴向田村

本念寺下

福勝寺

(石川県能登島町福勝寺蔵)

m
印文様定
(印)

木像御本尊

被成 御免候、

有難被存可

有安置之旨

御意候、則被成

御印者也、

下間少二法印

慶長十六年
六月三日

頼泰 (花押)

摂州

広根村

慶徳寺

n
(印)
印文特定

遠州横須賀

道了道場惣仏

之儀、連々被望

申付、此度

木像之御本尊

被成 御免候条

有難可被存候、

仍所顕 御印如件、

少式法印

十月十二日 頼賑 (花押)

遠州横須賀

道了

教如の木仏下付について

(静岡県小笠郡林正寺藤)

jは「東」分立直後のもので、四通のうちでは最も早いがこの種のものとしても早い例と思われる。「御本尊前卓」御免の示す内容は、本尊と前卓の二種類を指すものと考えられ、あえて中点を入れた。bは木仏と寺号をセットで許可したもので、後にはむしろこれが一般的となるのであるが、mは寺号のある所へ許可したもの、nは寺号のない惣道場本尊として木仏が許可されている。少くとも、木仏許可の御印書の内容は必ずしも一定ではなく、家臣により発給されており裏書とは性格を異にする。このような御印書の機能について次に検討してみたい。

三

近世の御印書については、その数が膨大であることから従来よりあまり研究の対象になっていないのが実情で、これを扱った論考は全くといっていい程無い。ただ戦国期から東西分派期にかけての懇志請取等の印判状の紹介・分析は、近年層の厚い研究が提示されている⁽⁵⁾。大喜彦彦氏によれば、御印書を機能的視点から内容的に雑多なもの(A)、何がしかの免許を与える免許状(B)、懇志の請取状(C)に大別出来るとされ、泊・草野両氏の研究は(C)のみを扱っており問題であるとされる。さらに御印書の形式・機能は基本的には近世にまでもちこまれていたのであり、草野氏の場合、中世の御印書を印判奉書等と称されているが、近世古文書学

の上では印判奉書という用語は使用されておらず、同形式・同機能を有する近世の御印書をどう位置付けるかは両者共触れられていない点を指摘される。⁶⁾これについては筆者も基本的には同意するものであるが、ただ許状としての御印書の場合、戦国期すなわち証如・顕如期のものは報告された事例がほとんどなく、発給されていたのか判然としない。また懇志請取状の中には必ずしも印判のあるものばかりではなく、これについては以前に少しくその事例を紹介したことがあるが、⁷⁾印判そのもの、印判の有無についても再吟味されるべきであろう。ただ分派以降、近世に入ると懇志請取状も形が変容していくようである。

さて、先に掲げた御印書を加えて慶長期のもので簡見に入ったものを一覧したものが別表である。これらのものを概観する時、次のような諸点の特徴が認められる。

- 1、多くは袖に「祥定」印が捺されている。
- 2、懇志請取状は大小様々で、大半は切紙であるのに対し、原本や写真で確認できるものや、形状を示しているものを見る限りでは折紙の傾向である。前掲の例えばn文書は、一見切紙のようであるが表装の祭下半分が切断されたと思われる。
- 3、門主の意を奉ずる奉書形式であり懇志請取の印判状と共通するが、日附が年月日から成るものも多くこの点は異なる。
- 4、法語文言は全く無く懇志請取状と異なる。
- 5、内容は管見の範囲では木仏に関わるものばかりで、例えば木仏と前

卓などの場合もあるが、木仏を含まないものはない。ちなみに元和期には「釣鐘」許可の御印書も見られる(元和六年11620・岐阜市願正坊蔵)。

このように、家臣発給の印判状ではあっても懇志請取状と御印書の間には一定の相違も認められる。殊に、2については門末に発給されるいわゆる教団内文書において、管見では慶長期のこれらの木仏御印書がその初見と考えられ、近世を通してほぼ踏襲されてゆく。この時期の他の御印書を未だ見出すに至っていないが、木仏という「本尊」の許可であればこそ許可あるいは授与の機能を有する御印書を折紙形式で発給したものと考えられる。このことは、懇志請取状よりさらに重い意義が付与されたと見てよいのではなからうか。

ところで、こうした許状としての御印書と別の形で許可・授与されたものも見出すことができた。京都市中京区泉龍寺所蔵の証如影像には次のような裏書が付される。

本願寺釈顯如(花押)

祐賢

釈教如(花押)

證如上人真影

尾州海東郡富吉庄

蟹江郷依祐賢寺号

望重而令授与専龍寺

者也

これについてはすでに簡単に紹介した⁽⁸⁾ことがあり参照されたいが、問題の多い裏書といえる。顕如・教如の両者の署名があるが、殊に後者が祐賢に寺号を授与する旨を記すことに特に注目したい。又これには年号が記されていないが、祐賢が天正十五年（一五八七）教如より下付された親鸞御影の裏書には、「専龍寺」と寺号が明記されることから、寺号授与の記載はそれ以前ということになる。これは極めて異例の裏書であり、裏書という形をとるが、いわば門主（新門）が直接差し出したことにより直書としての機能を内包するものということができる。ただこのような例は管見では他に知り得ず、祐賢という教如に極めて近い存在のものであり特殊な事例ともいえるが、授与・許可が御印書という形に定式化する以前の一例として注目すべきである。

次に、この時期の申物下付を視点とした教如家臣団の動向について注目してみたい。

四

教如の家臣団の形成・動向については、早くに大桑齊氏により詳細な論考が提示されている⁽⁹⁾。それは従来の下間系勢力を徐々におさえ排除し、子飼家臣の進出、殊に粟津家の台頭が事実上なされた過程を言及され、慶長二十年「申物帳」の成立を創定されている。そこには、札銀の権限

教如の木仏下付について

に絡む経済的問題が基底にあったとされる。

そして、教如教団は旧来の下間勢力を排しつつ絶対的門跡権の確立を目ざしたが、結果的に粟津家も第二の下間家的存在となり、粟津大進が奏者を独占し申物の全権を掌握し、免許ルートを一本化したことの唯一の公式記録として「申物帳」の成立を位置付けられる。

ただここで問題となるのは、「申物帳」は必ずしも免許体系の一本化でないことを、その後上場顕雄氏が指摘された⁽¹⁰⁾が、それとは別に、分派後の家臣団の動向については傾聴すべき点が多い。殊に本文中に引用される寛永四年（一六二七）七月十一日付粟津右近・下間治部卿の言上書はその間の事情をよく物語っており、注目すべき史料である。

まず、この時期申物の取次として御印書を作成しうる人物について「宇野新藏覚書」三〇に次のように見られる。

御印書をし被出候衆は、水谷因幡・西河出雲・御麻屋和泉、是三人に被仰付候、御台所にておし被出候。後に御印をめし被上、奥にて御福様御出し被成候へ、と御意被成候。時節御目を御煩被成、御おし候事ならず候て、新藏役に被仰付奥にて押出し申候。其時御印書取次被上候人数には、按察・治部卿・修理・河内・右近・左近・嘉兵衛・勝兵衛、此衆上げ来り候⁽¹¹⁾。

これによれば、当初御印書は水谷、西河、御麻屋の三人が台所で印を

押し、出していたが、後に印を召し上げられ、御福様へ替ったが目を煩われたので宇野新蔵が奥にて押し、次の八名が取次ぎをしたという。すなわち下間按察頼竜・下間治部卿頼良・横田修理重恒・横田河内重次・粟津右近元辰・松尾左近元貫・稲波嘉兵衛久政・粟津勝兵衛村昌である。

これ以前、教如隠居当時は按察・治部卿・右近・左近・嘉兵衛・河内の六人であり、さらに天満時代教如かたが⁽²²⁾み^(方註)の時の御礼衆披露は刑部卿(頼廉)一人、内証では右近・左近の兩人であったという⁽¹³⁾。それ以前は刑部卿と少進(仲之)が披露と申物の取次の両方を行ったようである⁽¹⁴⁾。

したがって教如は別立を機に、取次の人数を次第に増加していったようである。殊に従来の取次に加えて粟津村昌や下間頼賑を新規に加えており、前者は想像奉還の功により「申物の取次諸事御免被成候⁽¹⁵⁾」として江戸駿河の武士衆の御礼披露の任にあたったが、もちろん坊主衆に対しても同様であったと思われる。また下間頼賑は准如方より教如方となった人物で、新門観如の奏者となるも慶長十六年に早世したため後に教如の奏者となったようである。准如側の木仏下付記録である「木仏之留」には、慶長七年十月までは取次としてその名が見られる。そして同九年には教如に召し出されたようであるが、⁽¹⁶⁾准如方において重職であった者を、教如方において一層重用していることは注目すべきであり、教如の家臣団育成の態度の一面が知られよう。頼賑は一時期「頼泰」と名乗ったことが別表のm御印書から知られるが、帰参によって一時期名乗りを

変更したことも考えられる。

また、「木仏之留」によれば慶長七年位迄の取次は、下間頼廉・下間頼玄と今の頼賑の三人の名が見られ、少くとも木仏に限ってはこの三者により取次が行われたと考えられる。頼賑が教如方へ移った後の状況は不明であるが、取次衆の数は教如の方がかなり多い。そして、この時期の准如方の免物に関する御印書を今のところ見出すことが出来ない。

あるいは調査不足にて今後管見に入る可能性もあるが、例えば良如期の木仏許状においても御印書の形態をとつていない例もあり⁽¹⁷⁾、准如の意を奉ずる形での御印書ほどの程度発給されたものであろうか⁽¹⁸⁾。また准如は自筆で「木仏之留」を書き綴つており⁽¹⁹⁾、家臣でなく自身によって記載されるところに、木仏下付の重要性を窺うことが出来ると共に、これが慶長二年より始められていることにも注意しなければならない。初めの部分⁽²⁰⁾が詳細に記されており、これ以前が欠失しているというより、この年から起筆されたと考えられる。この年御影堂が新築なり、何らかの形で組織上の拡充と共に、准如自身正式に木仏を下付しだしたと考えても不自然ではない。

こうしたことから、時期を同じくして教如も木仏下付を本格化させることは十分考えられるが、次に教如の木仏下付のあり方をあらためて注目してみたい。

五

木仏はどのようなルートによって許可されたのであろうか。もちろんそれを明確に知り得る記録等は存在しないが、岐阜県垂井町明泉寺には木仏下付に関する五月二十三日付の教如書状と御堂衆泉竜寺祐賢の添状が伝わっており、これに注目してみたい。

「竹中采女殿（兼様） 教如

床下

此間者、久不申承本意之外候、然者木像之本尊之儀承候、則安置あるへく候、御若輩ニ奇特之御志候、御母儀殊信者にて候つる間、別而御孝行にもなり申へく候哉、御出京之節、不凶御尋所仰候、猶期面上候、恐々謹言、

五月廿三日

教如（花押）

竹中采女殿

床下

横田修理も、以別紙可申候へ共、我々相心得可申上之由ニ候、已上、久不申承御床敷存候、仍貴様木仏御望之由、從岐阜殿（兼甲秀信）被仰候、其通横修理被達 上聞候処、一段被成御感、則可被成御安置之御書被差遣候、現当二世之御冥加不可如之候、御崇敬尤存候、猶以拜顔可申述候、恐々

「教如の木仏下付について」

謹言、

五月廿三日

竹中采女様

人々御中⁽²⁰⁾

泉龍寺

祐賢（花押）

これによれば、竹中采女の木仏希望の旨は織田秀信を介して祐賢に伝えられ、横田修理（重恒）を通して教如に達せられたことが知られる。そして祐賢が教如の御書をはじめとするこれらの文書を携えて使者となったようである。尚々書により横田修理の書面もあったことが知られるが、伝存していないようであり、御書を伴っていることからいわれる御印書でなかったと推定される。新潟県専徳寺所蔵の六月七日付粟津右近元辰書状⁽²¹⁾によれば、木仏御免に関して、「御自筆之御書出被成下候」とあり、印は捺されていない。

また加賀市慶徳寺文書、松尾左近の慶長十六年三月三日付御印書には、三月二十二日付の御堂衆と思われる永然寺某の添状が見られる⁽²²⁾。さらに岡崎市浄光寺には、元和初年（一六一九頃）の粟津大進法印元辰書状の添状と考えられる祐賢書状が存する⁽²³⁾。これは板倉勝重の系類である板倉木工へ充てられたものであるが、「木仏者、貴様へ被成御免候上者、何れの寺に可被成御立候共、貴意次第にて御座候、」とあり、木仏はあくまで木工自身に許可されたもので、結果的に菩提寺である浄光寺へ寄進されている。このように、個人に許可された木仏が寺へ寄進された事が

知られると共に、多くの場合祐賢をはじめとする御堂衆が関与していたと考えられる。

以上のように、木仏下付に関する書状を見る限り御堂衆がその窓口となり、取次・奏者を経て教如の意を授くことが基本となっていたようである。そして、教如が直接「御書」を下す場合は、取次は教如の意を示す必要がないから印を捺さずに添状を発給する。また教如の木仏裏書も存在しており、それが全てに添えられたとは残存状況からいっても考えられず、場合によっては下されたようであるが詳細は不明確である。いずれにしても御堂衆の関与は注目すべきであり、教如は尾張の祐賢や三河の唯宗（宝光坊）などの有力御堂衆をはじめ全国から四十名以上が近侍したことが知られており、⁽²⁴⁾教如の子飼家臣の育成を大桑斉氏が指摘されたことは前にもふれたが、御堂衆においても同様であったと考えられる。それは取次札銀にも御堂衆分として明確に規定されていることからも⁽²⁵⁾頷くことが出来るが、家臣団の組織化と共に御堂衆の動向が教如教団の形成に大きく機能していたことに留意すべきであろう。

結びにかえて

以上、教如の下付物との関連から殊に慶長期の木仏御印書について大雑把に概観したが、問題を整理しつつ二、三の問題点について指摘しておきたい。

まず限られた範囲での調査ではあるが、慶長期の木仏に関わる御印書が散見されることは、准如の「木仏之留」の開始年次と同様ほぼ同時期に両者によって木仏下付が本格的に開始されたことを示す。このことは、草野頭之氏も指摘される如く、慶長初年段階で教如方の奏者体制とその下部組織が准如方と同質にまで整備され、機能していたことを象徴しており、⁽²⁶⁾教如が文禄五年（慶長元年・一五九六）摂津渡辺の地にて「大谷本願寺」の洪鐘を鑄造していること、⁽²⁷⁾すなわち新生本願寺の堂宇を建立していることも一致する。

そして、教如の教団形成の上でも本尊たる木仏の許可・下付は、いまだ流動的である両派の門末の動向を決定ならしめる具体的物証と見ることも出来よう。御印書を見る限りでは、下付というより御免・許可であり、寺院道場などの「場」というより「個人」に対しての場合もあり、仮りに准如方の道場においても個人の寄進により、教如御免のそれを安置することも可能であったとも考えられる。

さらに、木仏安置が必ずしも寺号のある寺にのみ許可されているとは限らず、道場や門徒宅にも許可されており、教如期においては、木仏は寺号に付随したものでばかりではないことが知られる。これはやはり、木仏と寺号は幕府による「寺」の確定との関わりの中で次第に一体化してゆくものと思われ、次の宣如代にはそれが明確となり木仏安置が数字の上からも顕著となる。

木仏御免の御印書の古文書学的な様式論についても詳細に論じ得な

かったが、泊清尚氏の指摘される印判の差異による年次の確定や、書き止め文言の差異による門主（新門）教如のあり方を想定する見方については、特に後者については少くとも御印書については言いきれないと思われる。氏によれば、門跡頭如が公式の「如件」を、新門教如が略式の「被頭御印候也」を使用し、教如の門跡正式継職期はやはり「如件」を使用すると分析される。しかし木仏御印書には両者の使用例があり、教如の動向からすれば文禄二年以降も退隱の意識があつたとは考えられず、はたしてこの時期、文言の細部に至る迄どこまで厳密に本来的な様式が考慮されて発給されていたか疑問が残る。少くとも、記録上のものや原態を失っているものもあるが、袖に祥定印を捺し、折紙形式に統一されたものと予想しておきたい。ただ後世になると、切紙であつたり印のないものも見られることを付言しておかねばならない。

そして、従来懇志請取状としての印判状が殊に教如において折紙形態となり、「祥定」印が御免を意味するに至り、その機能の変化は新生本願寺の教如の門跡構築の具体的表明として位置付けることが出来ると共に、教団のあり方の変質を看取することが出来よう。さらにこうした木仏免許に代表される免物下付の一元化は、家臣団組織の整備と礼銀等の一元化、それに伴う門末の固定化、ひいては教権の絶対化を導いたといえる。

ただ御印書と裏書についてはその関連性について触れ得なかつたが、御免・許可と下付の意味の差であろうか。近世御印書の研究と共に今後

教如の木仏下付について

の課題としたい。

諸兄の御教示をお願いしたい。

註

- (1) 拙稿「三河本願寺教団の復興と教如の動向」(北西弘先生還暦記念「中世仏教と真宗」所収)
- (2) 「名古屋別院史」通史編八三頁
- (3) 柏原祐泉「日本近世近代仏教史の研究」一三三頁
- (4) 「越前真宗史料展」解説総目録No. 36 芦原町昭順寺蔵 草野頭之「本願寺教団における印判奉書の意味」(仏教史学研究第25巻2号)、泊清尚「本願寺懇志請取状の基礎的考察」(同第27巻1号)、拙稿史料紹介「下間性乘発給印判状一通」(同朋学園佛教文化研究所紀要七・八合併号)
- (6) 大喜直彦「中世後期本願寺末寺の歴史的性格」(平松令三先生古稀記念論集「日本の宗教と文化」所収)
- (7) 「真宗初期遺跡寺院資料の研究」解題・四 本願寺関係文書(同朋学園佛教文化研究所紀要七・八合併号)
- (8) 拙稿「京都市泉龍寺藏証如影像」(同朋学園佛教文化研究所報第3号)
- (9) 大桑齊「東本願寺の奏者について」(大谷学報第49巻2号)
- (10) 上場顕雄「栗津家所蔵「申物帳」について」(近世仏教第4巻2号)
- (11) 「統真宗大系」第十六巻一〇三頁
- (12) 同二〇一頁
- (13) 同九四頁
- (14) 同九四頁
- (15) 「宇野新藏覚書」二七(同右一〇二頁)
- (16) 「東本願寺家臣名簿」
- (17) 「越前真宗史料展」解説総目録No. 37 福井市西誓寺蔵文書

(18) 顕如の意を示す「明聖」印は准如により引き続き使用されることは泊氏も指摘される。

(19) 「本願寺史料集成」所収。千葉兼隆氏は、全体が准如の筆跡と断定される。

(20) 「岐阜県史」史料編 古代・中世一 五一―九頁

(21) 「なむの大地」一一―八頁 (g 文書)

(22) 「加賀市史」資料編第三卷一二二頁 (d 文書)

(23) 「新編岡崎市史」史料古代中世編六四八頁

(24) 日下無倫「東本願寺創草時代の御堂僧について」(日本佛教史学三卷一
号)、『名古屋別院史』二二九頁

(25) 註(9)によれば、慶長末年頃の「古今万御礼日記」が引用され、次の
如くである。

御所様 判金壹枚

カミ様 銀子百匁

御児様 同 百匁

当座御礼 同 廿匁

侍衆 同 廿匁

御堂衆 同 廿匁 嘉兵衛日記二八十五匁トアリ

取次 同 八十六匁

小取次 同 五匁 左近日記二八四匁ト有

(26) 註(5)

(27) 大阪市北区大谷派難波別院蔵撞鐘銘

(補註)

本稿校正段階に至って、岐阜県養老町専了寺にて慶長二年七月十四日付の
稲波嘉兵衛尚政発給の飛檐御免の御印書(折紙)を見出した。慶長最初年から、
木仏以外の許状としての御印書が発給されていたことをあらためて明記して
おきたい(ただ本文書は原本と思われるが写しの可能性も残す)。

印文詳定
(印)

依連々望、其方へ

飛檐之出仕被成

御免候間、難有

被存、向後可被得

其意候、仍被頭

御印者也、

稲波嘉兵衛尉

慶長二年 尚政(花押)

七月十四日

丁酉己刻

濃州多芸郡栗笠村

専了寺

成徳

(付記)

本稿作成にあたり、同朋大学織田顕信教授・金龍静氏・石川県立図書館加
能史料編さん室木越祐馨氏に史料所在等のご教示をいただいた。謝意を表し
たい。